

保育所保育指針の改定に向けた 検討課題に関する関係資料

1. 関係条文	1
2. 幼稚園教育要領	4
3. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	8
4. 幼児教育・保育をめぐる国際的な動向等	11
5. 一億総活躍国民会議 塩崎委員提出資料	14

1. 関係条文

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

- 第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(保育の内容)

- 第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

- 第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。
- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
 - 二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)

(保育の内容)

- 第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第6十三号)第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

2. 幼稚園教育要領

幼稚園にかかる規定

教育基本法(平成18年法律第120号)

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

第1章 総則

幼稚園教育の基本

○環境を通して行う教育

- ・ 幼児期にふさわしい生活が展開
- ・ 遊びを通しての指導を中心として、第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- ・ 幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導

教育週数、教育時間等を規定

第2章 ねらい及び内容

領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

領域「人間関係」他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

- ・ 一般的な留意事項 指導計画の作成、入園から修了までの生活、体験の多様性と関連性、長期及び短期の指導計画、指導上の工夫、教師の役割、家庭や地域社会との連携、小学校以降の生活や学習の基盤の育成
- ・ 特に留意する事項 安全に関する指導、障害のある幼児の指導、障害のある幼児との活動を共にする機会、行事の指導、小学校との連携

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- ・ いわゆる「預かり保育」、子育ての支援

幼稚園教育要領等の変遷

昭和
23年
刊行

保育要領(文部省刊行)

- ・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書的性格の試案)
- ・幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説
- ・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和
31年
刊行

幼稚園教育要領(文部省編集)

(実施) 昭和31年4月1日実施

- ・幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
- ・学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「望ましい経験」(6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作))として示す
- ・小学校との一貫性を配慮

昭和
39年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 昭和39年4月1日実施

- ・幼稚園教育の課程の基準として確立(初の告示化)
- ・教育内容を精選し、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することを「望ましいねらい」として明示
- ・6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示
- ・「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

平成
元年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成2年4月1日実施

- ・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
- ・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化
- ・6領域を5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に再編成し整理

平成
10年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成12年4月1日実施

- ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化
- ・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- ・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
- ・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成
20年
改訂

幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成21年4月1日実施

- ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実
- ・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視
- ・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

3. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園にかかる規定

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成18年法律第17号)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

第十一条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年告示)の構成

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1 ねらい及び内容

- 領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 領域「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
- 領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

第2 保育の実施上の配慮事項

- 乳児期の園児の保育に関する配慮事項、満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項
- 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1 一般的な配慮事項

- 指導計画作成、入園から修了までの生活、体験の多様性と関連性、長期の指導計画と短期の指導計画、指導上の工夫、保育教諭等の役割、小学校以降の生活や学習の基盤の育成

第2 特に配慮すべき事項

- 発達過程に応じた教育及び保育、発達の連続性を考慮した教育及び保育、一日の生活のリズムへの配慮、午睡、長時間にわたる保育、障害のある園児の教育及び保育、障害のある園児と共に活動する機会、行事の指導、小学校教育との円滑な接続、家庭や地域社会との連携

4. 幼児教育・保育をめぐる国際的な動向等

幼児教育をめぐる国際的な動向について

- 幼児教育・保育の重要性に対する諸外国の認識の高まりを受け、2007年より、OECD（経済協力開発機構）において、幼児教育・保育の質の向上を目指すネットワーク会合（ECEC会合）を開催。（年2回開催。34カ国が加盟。）
- 日本は第4回会合から参加し、諸外国とともに、幼児教育・保育の質の向上に向けた課題について、調査研究や情報交換を行っている。
- OECDが2012年に発表した『Starting StrongⅢ』においては、幼児教育・保育の質を向上させるための政策手段として、以下の5つが有効であると提言されている。
 1. 質に関する目標と規制の設定
 2. カリキュラムや基準の設計及び実施
 3. 職員の資格、研修、労働条件の改善
 4. 家族と地域社会の関与
 5. データ収集、調査研究、モニタリングの推進
- 今後は、これらの政策に対する各国の取り組みについて、事例の収集・分析を行うとともに、幼児教育・保育の質について、国際比較可能なデータを収集するための国際調査の実施も検討されている。2015年10月には、幼児教育・保育の質のモニタリングをテーマとした「Starting StrongⅣ」も発表された。

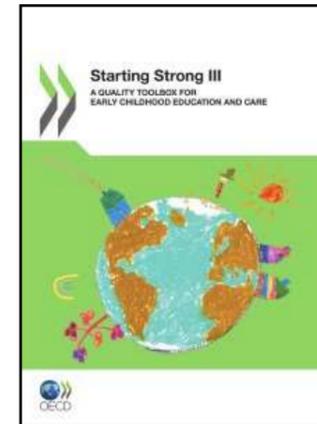
幼児教育に関する研究拠点の整備について

- 近年、諸外国においては、国内の幼児教育の重要性に対する認識の高まりを受け、幼児教育に関する調査研究に国をあげて取り組んでいる。
- 日本においても、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児の発達特性や幼児教育の内容・方法に関する科学的・統計的なデータ等のエビデンスに基づいた、実効性のある政策を打ち出すことが必要。
- このため、幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討を開始した。（研究拠点の整備に向けた検討に係る経費を平成27年度予算に計上。）

OECDでは、幼児教育段階(ECEC: Early Childhood Education and Care)について国際比較調査の検討が行われている。

これまでの取組

- 年に2回開催のECEC Network会議での情報交換
- Starting Strong(OECD保育白書)の発行
- 参加各国の政策分析 等



Starting Strong III: A Quality Toolbox for
Early Childhood Education and Care
(2012年1月発行)

Starting Strong IV: Monitoring Quality
In Early Childhood Education and Care
(2015年10月発行)

2015年～2019年に実施が検討されている取組

○ECEC Outcome Survey

幼児期において、どのような力が身についているかを分析し、国際比較することを目的とした調査。いわゆる「ECEC版PISA」。

現在、幼児期に身につけるべき能力とは何か、どのように計測すべきかが議論されている。

○ECEC Staff Survey

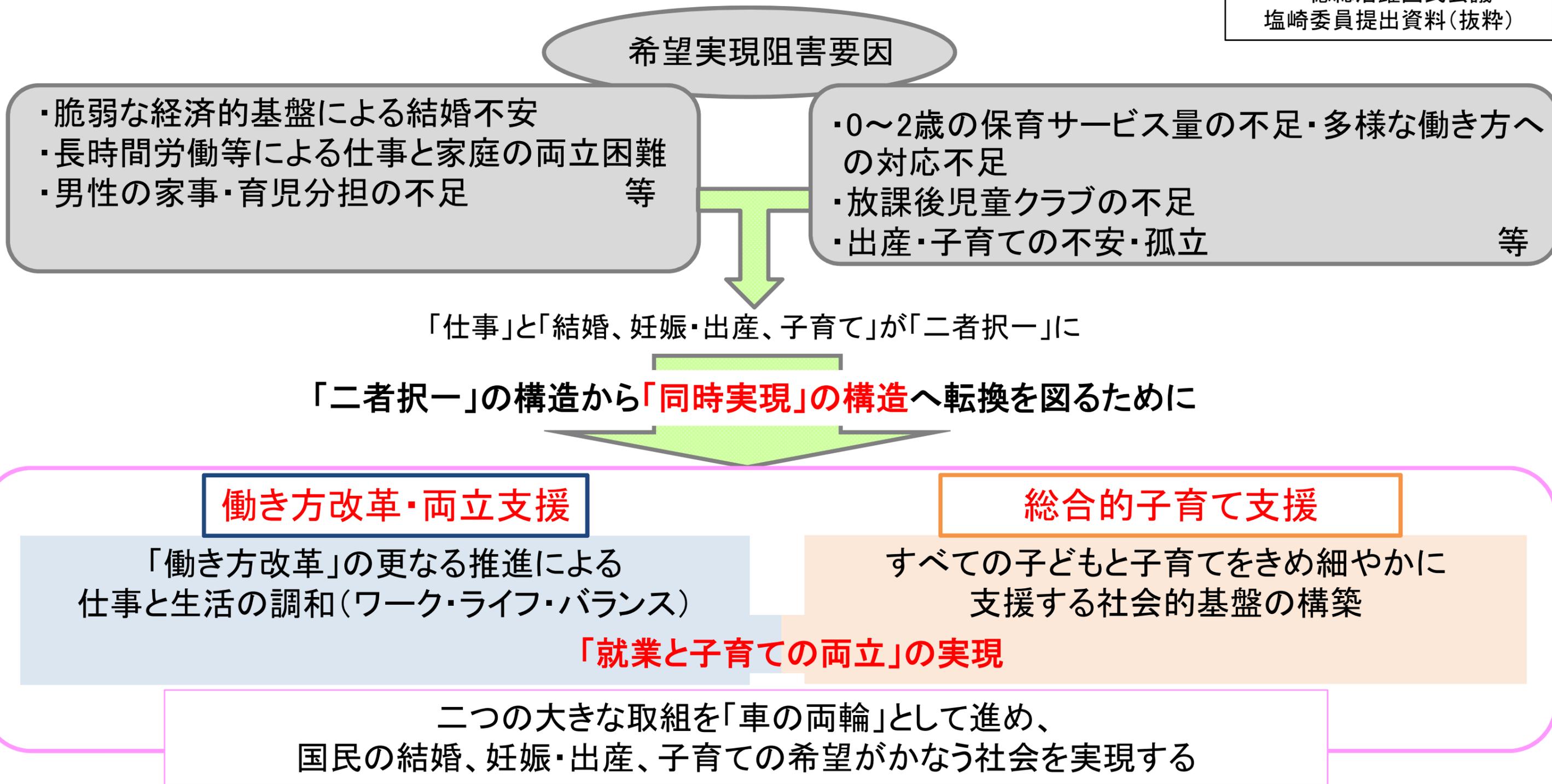
幼児教育に携わる教職員について、活動内容や勤務時間等を調査するもの。いわゆる「ECEC版TALIS」。

現在、どのような項目を調査すべきかが議論されている。

5. 一億総活躍国民会議 塩崎委員提出資料

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

平成27年11月12日
一億総活躍国民会議
塩崎委員提出資料(抜粋)



【重点的取組】

- ◆ 若者の雇用・経済的基盤の改善 : 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、被用者保険の適用拡大(年金法改正)
- ◆ 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援 : 多様な保育サービスの拡充、企業の取組強化
- ◆ 育児休業と保育の切れ目ない保障 : 育児休業制度の見直し、保育の基盤整備(保育の受け皿40万人分→50万人分確保)
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの支援 : 不妊治療助成の拡充
- ◆ 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 : ひとり親家庭・多子世帯への支援(児童福祉法等改正)など

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(実現に向けた主な取組)

【希望との乖離要因】

【結婚】

経済的安定、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- ・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い
- ・非正規雇用労働者や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

【妊娠・出産】

子育てしながら就業を継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保

- ・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率が高い
- ・長時間労働の家庭の出生確率は低い

【特に第2子以降】

夫婦間の家事・育児の分担、育児不安

- ・男性の家事・育児分担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い
- ・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

【課題】

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせ就業を継続できる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

【対策の方向性】

働き方改革・両立支援

若者の雇用・経済的基盤の改善

- 若者・非正規雇用対策
 - ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
 - ・被用者保険の適用拡大(年金法改正) 等
- 働き方の見直し
 - ・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し
 - ・労働基準法改正法案の早期成立の実現
- 男性の意識改革
- 女性活躍推進
 - ・男性の育児休業取得促進

非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援

- 育児休業制度の見直し
 - ・非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- 企業の取組の強化
 - ・多様な働き方に対応した保育サービスの強化
- 柔軟なサービス利用の支援
 - ・家事支援税制(税制改正要望)

育児休業と保育の切れ目ない保障

- 保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充
 - ・待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)
- 育児休業制度の見直しと保育の拡充によって、**子育てによる不本意退職を解消**。女性(25~44歳)の就業率80%を目指す

妊娠・出産・子育てへの支援

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
 - ・不妊治療助成の拡充
 - ・子育て世代包括支援センターの全国展開
 - ・産前産後期間中の国民年金保険料の免除(年金法改正)
- 地域の子育て家庭への支援

特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)
 - ・自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの生活・学習支援や親の資格取得支援などの充実
 - ・児童扶養手当の機能の充実などの経済的支援
- 児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

総合的子育て支援

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(主な数値目標)

- 妊娠・出産、子育てによる不本意退職を解消する。働きたいと希望する人すべての労働市場参加や継続就業を実現する。成長に必要な労働力の確保を通じて「希望を生み出す強い経済」に貢献する。
- 育児の不安・負担感を軽減する。
- 児童虐待防止、ひとり親家庭・多子世帯など特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援を強化する。

<考え方>

女性(25~44歳)の就業率

70.8% (2014年) → 76% (2020年)
※少子化社会対策大綱(本年3月閣議決定)の目標(73%)以上を目指す。
⇒ **80%程度(2020年代中)** (欧州の出生率の高い国並み)

第1子出産前後の女性の継続就業率

38% (2010年) → 55% (2020年)
※少子化社会対策大綱に掲げられた目標の達成を目指す。
⇒ **60%程度(2020年代中)**

1・2歳児の保育利用率

38.1% (2015年) → 46.5% (2018年)
⇒ **60%程度**
※ 保育利用率と女性(25~44歳)の就業率は強い相関。
保育の受け皿拡大で更なる女性の就業率上昇を実現。
※ 女性の就業率が80%を超える島根県・福井県では、既に保育利用率は60%を超えている。

男性の育児休業取得率

2.3% (2014年度) → 13% (2020年)
※少子化社会対策大綱に掲げられた目標の確実な達成を目指す。

一時預かり事業利用者数

延べ406万人(2014年度) → 延べ1,134万人(2020年度)
※少子化社会対策大綱に掲げられた目標の確実な達成を目指す。

- 出産・育児が不本意な退職につながらないように、育児休業と保育の切れ目ない支援体制を構築、継続就業を支援。
- 特に、非正規雇用の女性の継続就業率は低水準。非正規雇用労働者の育児休業取得促進と多様な働き方に弾力的に対応できる多様な保育サービスを拡充し、継続就業を支援。

- 待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)。また、保育士確保に向けた更なる処遇改善を検討。
- 政府の取組とあわせ、継続就業を確保するための企業の取組を強化(企業の拠出金制度の拡充、規制緩和による企業主体の多様な保育サービス制度など更なる基盤整備の促進)。

- 出産意欲の向上(特に第2子以降)や女性の継続就業には、男性の育児分担が効果的。
⇒ 長時間労働抑制、男性の意識改革など、働き方を改革。企業の取組も強化。

- 自営業者、専業主婦・夫を含め、すべての家庭に対する必要な支援を拡充。